



第411号

昭和45年7月5日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TEL代③3881
印刷所 サンライ印刷株式会社

市民憲章 わたくし八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたたかい心でまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよるごびに生きましょう。

市の動き

●市街化区域と調整区域が決まりました

いま大阪を中心とする都市圏が急速に広がっていますが、この都市化は過密をとめない決して快適な都市づくりが行なわれているとはいえず、悪い環境がふえるばかりというのが実態です。

都市化が無制限に広がるのをくいとめることと、都市圏に入るところは住みよい、働きやすい良い環境にするため、6月20日から新都市計画法という制度による市街化区域と市街化調整区域が決まりました。

この制度では、計画的に市街地をつくる区域と当面市街地になることを防ぎ、農業との調和のとれた合理的な土地利用を行なう市街化調整区域とを指定してスプロール化現象をくいとめようとしています。

八尾市の区域区分は下の地図のとおりです。自分の土地がどの区域に入るか、くわしくご覧になりたい方は市役所開発部計画課へお越しください。



太い黒線内が市街化区域、それ以外は市街化調整区域

●二つの区域に分けられています

☆市街化区域とは

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域と、その周辺の区域で、市街地をつくる時は、用途地域、道路、公園、下水道、学校などの計画を優先的に定め、市街地の整備を行なうとともに、民間の開発についても開発許可制度により、市街地の水準を確保することになります。

したがって、開発を行なうときには農地法

による転用の許可はいらず、届け出だけでできることとなります。

八尾市の市街化区域は、市域の約3分の2で、2,715ヘクタールです。

☆市街化調整区域とは

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、この区域では、用途地域や市街地の整備に関する都市計画は、原則として定めず、民間の開発も計画的に行なうことが困難なおよび区域内の住民が生活、生業を維持するためのもので、スプロール化を助長しないものなどを除き、開発行為は原則的には抑制されることとなります。

したがって、この区域での都市的投資は、原則として行なわれません。一方、農地の保全をはかり、農業を振興する施策が積極的に行なわれることとなります。

八尾市の市街化調整区域は、市域の約3分の1、1,411ヘクタールで、保全区域539ヘクタールも含まれています。

●地域内を開発するときは許可が必要です

どちらの【地域】の指定がおこなわれても建築をするために、土地を造成したり、区画の変更をする時はあらかじめ、知事の許可を受けることが必要になります。

とくに、《市街化調整区域》になりますと許可条件が厳しくなりますから、注意してください。

☆市街化区域

市街化区域では、1,000㎡以上のときは道路、公園、排水施設などに一定の条件が必要ですが、それ以下のときは、許可はいりま

せん。

☆市街化調整区域

市街化調整区域で土地を造成したり、区画を変更することが許可される例は、次のようなときです。

☆日常生活品を販売、加工、修理する店舗を建築する

☆農林漁業に使う施設を建築する

☆自己の住宅や事業所を建築するとき、「区域」が決定されてから6カ月以内に届出をし、5年以内に建築するとき

(区域が決定されたとき、すでに建築する目的で土地の権利をもっていたことが必要になります)

ただし、日常生活品の販売店で小規模のもの、農林漁業の仕事をしている人の住宅、公益上必要な建物などを建築するために土地を造成するときには、許可はいりません。

また、すでに「宅地」になっている土地に新築、改築、用途変更をする時にも、知事の許可が必要です。

国勢調査のしおり

その2

10月1日は

国勢調査の日です



国勢調査の実施者は、内閣総理大臣ですが、調査の設計・集計など実際の仕事は総理府統計局が担当します。

地方では、都道府県が統計局と市町村との連絡にあたり、市町村は調査区の設定や、調査員との連絡など実地調査の中心になります。

調査員は、調査票の配布取り集めなど最先端で調査に従事するので、最も苦勞の多い仕事といえます。本市では約1,200名の調査員がいます。

やお市政だより

昭和45年7月5日

2

第411号

市の行事

7/11 (土)	★大そうじ=沼、太田、若林町、木本、南木本	
12 (日)	★P.T.Aバレーボール大会 9.00～ 教育センター	
13 (月)	★消防団幹部講習会 9.00～17.00 八光信用金庫	★住民検診 10.00～15.00 (老人検診10.00～12.00) 大正中 ★大そうじ=老原、田井中、志紀住宅、大字植松(火葬場以東)
14 (火)	★家児 ★交通 ★青少 ★ボクとママの体操教室 13.30～16.00 教育センター ★不用犬の引き取り 9.00～15.00 八尾保健所	★ツベルクリンの接種 13.30～15.00 竜華小 ★大そうじ=弓削、二俣(火葬場以西)、東弓削、八尾木(由義神社以南)、大字安中(関西線以北)、天王寺屋
15 (水)	★近畿交通安全デー ★家児 ★人権	★住民検診 10.00～15.00 (老人検診10.00～12.00) 曙川小、南山本小 ★ツベルクリンの接種 13.30～15.00 曙川小、南山本小
16 (木)	★やぶ入り ★家児 ★法律 ★青少 ★婦人スポーツ教室(卓球) 13.30～16.00 教育センター ★一般スポーツ教室(ク) 17.30～21.00	★文学教室(講師小野十三郎) 16.00～18.00 労働会館分館(植松) ★ツ反判定 13.30～15.00 竜華小 ★大そうじ=本町(4～7丁目)
17 (金)	★紙風船祭 ★家児 ★身障 ★巡回交通相談 10.00～16.00 市民相談室 ★3歳児の健康診査(42年1月生まれの子) 13.30～15.00 八尾保健所	★ツ反判定 13.30～15.00 曙川小、南山本小 ★大そうじ=末広町
18 (土)	★大そうじ=佐堂町、久宝園、美園町、宮町	
19 (日)	★心配 ★結婚	
20 (月)	★土用の入り ★家児 ★心配 ★民謡講習会 18.00～ 教育センター	★大そうじ=東久宝寺、本町(2～3丁目)
21 (火)	★家児 ★交通 ★青少 ★ボクとママの体操教室 13.30～16.00 教育センター ★出張献血 10.00～15.00 市立病院	★住民検診 10.00～15.00 (老人検診10.00～12.00) 用和小 ★ツベルクリンの接種 13.30～15.00 用和小 ★大そうじ=久宝寺、神武町、五反地町、八反地町、北久宝寺、大字久宝寺、西久宝寺
22 (水)	★家児 ★結婚	★住民検診 10.00～15.00 (老人検診10.00～12.00) 高美小、久宝寺中 ★ツベルクリンの接種 13.30～15.00 高美小、久宝寺中
23 (木)	★家児 ★青少 ★婦人スポーツ教室(卓球) 13.30～16.00 教育センター ★一般スポーツ教室(ク) 17.30～21.00	★ツ反判定 13.30～15.00 用和小 ★大そうじ=小阪合町、南小阪合町、山本町南、山本高安町、都家、刑部、柏村、中田、八尾木(由義神社以北)別宮(萱振曙川線以東)、二俣(近鉄線以西、火葬場以東)、恩智、神宮寺(以上近鉄線以西)
24 (金)	★家児 ★身障 ★プロパン 灯油販売業者の防火研修会 13.30～16.00 クリーニング会館(春日町)	★ツ反判定 13.30～15.00 高美小、久宝寺中 ★大そうじ=郡川、服部川、千塚、大窪、水越、大竹、楽音寺(以上外環状線以東)、山畑、神立
25 (土)	★天神祭	★大そうじ=神宮寺、恩智、二俣(以上近鉄線以東)、垣内、教興寺、黒谷(以上外環状線以東)

★みなさんの近くで起った善悪、善行、伝統的な行事などのニュースがあれば市広報係まで(TEL91-3881)



《心配ごと相談日曜日にも》

毎週月曜の午後1時～4時、福祉会館で開いている「心配ごと相談」を、働く人たちにも開放するため、7月から毎月第3日曜日(午後1時～4時まで同会館)も開くことになりました。どのような相談もお受けしますので、お気軽にお越しください。



《都市計画図書の縦覧》

開発部計画課では、つぎの図書を縦覧していただけますので縦覧希望の方は、計画課までお越しください。

- 都市計画法の規定により八尾都市計画用途地域の変更について。
- 都市計画法の規定により八尾都市計画市街化区域および市街化調整区域の決定について



《大掃除の日程に追加》

9日からはじまる大掃除の日程を先号(6月20日号)で掲載しましたが、次の地区が日程にもれていましたのでお知らせします。

7月28日(火) 楠根町(4～5丁目) 高砂町(高砂団地除く) 長池町(1～3丁目) 重振町(2～7丁目)



《生活つなぎ資金を貸付》

府では、交通事故による被災で生活が相当困難になっている世帯に対して「生活つなぎ資金」の貸し付けを行なっています。

- ★利用できる世帯
 - ①大阪府域内に居住している世帯
 - ②交通事故のため、死亡または負傷した者のいる世帯
 - ③交通事故のため極度に生活が困難な場合
 - ★受付場所 府交通相談室(大阪府東区大手前之町、府庁本館1階) TEL 941-0351
- なお、申し込み用紙、くわしくは、市交通対策係まで



人の動き 45年6月1日現在

人口総数	217,029 (+ 774)
男	109,373 (+ 329)
女	107,656 (+ 444)
世帯数	65,383 (+ 284)

()内は前月からの増減。

- 身障 = 身体障害者相談
 - 心配 = 心配ごと相談
 - 結婚 = 結婚相談
 - 交通 = 交通相談
 - 法律 = 法律相談
 - 家児 = 家庭児童相談
 - 青少 = 青少年愛護相談
 - 人権 = 人権擁護相談
- いずれも13時～16時 福祉会館で
10時～16時 福祉会館で
9時～17時 教育センターで
14時～16時 人権擁護委員会室で

●国保「海の家」、ことしも三重県の鼓ヶ浦海水浴場で



国民健康保険被保険者に、憩いのひとときを水のきれいな海ですごしてもらうため、国保「海の家」をことしも伊勢湾の鼓ヶ浦海水浴場(三重県鈴鹿市)で8月11日～13日の3日間、開きます。

参加される方は、市役所保険課で利用券をお求めください。

★利用券の発売 7月28日～30日 午前9時～午後

4時 国保被保険者証と料金(大人 13才以上 500円、小人 250円)を持って申し込んでください。

この「海の家」は大阪市との行政協定により開いているものです。

なお、往復とも近鉄電車の座席指定の特急で近鉄八尾駅から乗車します。

所要時間は片道約2時間です。



やお市政だより

第411号

3

昭和45年7月5日

お知らせ

●下水道のこと

■受益者負担金にご協力ください

公共下水道を完備すると雨水がスムーズに流れ浸水を防ぎ、し尿処理が簡単にでき、カやハエの発生を防ぐことができます。

このように下水道が完備すれば、その区域の人は、他の区域の人よりも多くの利益を受けることができるわけです。

そこで、この工事には、莫大な費用がかかることと、利益を受ける人が限られているという考えを合せて、市民のみなさんに費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

☆どのようにして納めていただくか……
申告により負担金を計算し、決定通知書をお送りします。

第1期納期 7月1日～7月25日
第2期納期 2月1日～2月25日
☆どれほど負担していただくか……
1㎡あたり146円(坪、482円)です。土地

100㎡を持っておられる場合は、100㎡×146円=14,600円(負担金総額)

これを3年間、年2回で納めていただきますから 14,600円÷6回=2,430円(1期分の金額)

☆負担金の一括納付について……
負担金は原則として3年間で納めていただきますが、これを一度に納めていただく報酬金ができます。

例えば、100㎡の土地をお持ちの方は、負担金14,600円ですが報酬金 2,232円(約1割5分)です。実際には、12,368円納めていただくといわけです。

☆負担金の徴収猶予について……
あなたの土地が現状農地や水路などのため公共下水道を使用できない場合は下水課へご相談ください。

●運転者のこと

■永年、無事故の運転者を表彰します

自動車免許証を持っている人で、永年無事故で、運転停止処分をうけていない方で、つぎにあてはまる人は優良運転者として表彰を受けることができますから、7月15日までに八尾警察交際課までお届けください。
・7月1日現在で、免許をうけた日から5

年以上たっている方
・現在、大型自動車、普通自動車(旧軽自動車をのぞく)大型特殊自動車または自動二輪車(旧軽二輪、第二種原付 自転車をのぞく)の運転に専従している方
・以前に同種の表彰をうけていない方

●納税のこと

■次の各地区に移動窓口車が駐車します

固定資産税第2期分の納期限は、今月25日です。

今月も次の日程で移動窓口車が各地区に駐車し、納税事務を取り扱いますので隣り近所お誘い合わせのうえご利用ください。

＜日程＞
18日(土) ○小林住宅広告塔下 ○植松町 波川神社前
20日(月) ○竹淵新町温泉前 ○緑ヶ丘公園 △竹淵南陽温泉横 △西山本D・Mストアー前
21日(火) ○佐堂梓葉神社前 ○都塚ツル

ミ橋前 △末広町八尾デパート前 △教興寺 高安ストアー前
22日(水) ●久宝園友井ミツギ神社前 ●久宝園住宅3丁目掲示板前 △上之島町北山本中央市場前 △北本町八尾センター前
23日(木) ●東山本町マスタアー前 ●提町是エタパコ店前 △中田高安市場前 △相生町日の出市場前
取り扱い時間は、●印については、午前10時から正午まで、●印については、午前10時30分から11時30分まで、△印については午後2時から4時までです。

●防火のこと

■子どもたちに花火遊びは正しくおしえましょう

これから暑さは、日まじに激しくなっています。

それとともに注意力がぶくなくなり、使用火の不始末による火災が多くなります。

また、子ども達にとっては、楽しい花火遊びの季節ですが、使用方法の誤りや不注意から火災事故につながる危険性が十分予測されます。

当市では、ことしの1月から5月までの火災件数 117件のうち、たき火が20件、火遊びが18件と上位を占めています。

夕涼みのひとときから火災をおこさないためにも次のことを子どもたちに守らせましょう。

☆建物のそば、狭い場所、風の強い日は、絶対にしないこと
☆注意書や説明書をよく読み、必ず大人に付き添ってもらおうこと
☆水バケツなどを準備し使用後の花火やマ

ツチのすりかすを完全に消すこと
☆花火を分解したり、ポケットに入れないこと

☆火をつけたあとすぐ発炎しないものもあるの、のぞいたり手を当てたりしないこと
☆たくさんの花火に一度に火をつけたり、火のついた花火を人に向けてないこと

☆打上げ花火は、まっすぐ上に向けて立て固定すること
☆幼い子どもにマッチやライターを持たせないよう、また手のとどくところに置かないように。

●消防本部・消防署の電話番号が変わります
消防本部・消防署の電話番号が7月15日、午前10時から次のとおりに変わりますので、お間違いないように。

新番号 92-2281
火事と救急の119はいままで通りです

●薬剤のこと

■害虫退治の薬剤などの取り扱いには慎重にしてください

大掃除や地域ぐるみで害虫退治をなさるために市から配布した薬剤および一般家庭で薬局から購入されて使用される薬剤には、じゅうぶん注意して扱ってください。

☆殺虫剤をまくときは、絶対に煙草を吸わないこと

☆屋内に殺虫剤をまくときは、多量に使用

しないこと
☆殺虫剤(乳剤)は、牛乳と同じ色をしていいますので乳幼児のおられる家庭では保管にも注意すること
(あやまって乳幼児が飲んだ場合は、すぐお近くの医師や病院で胃の洗じようをしてもらってください)

●裁判のこと

■裁判費用や弁護士手数料を立て替えます

わたしたちの生活の中で「交通事故による損害賠償」「土地や家屋の明け渡し」「貸し金の取り立て」「離婚、扶養料の請求」などいろいろな紛争が起こっています。

その場合、自分の力では、どうにも解決できないことが多く、裁判によって利益を守る以外に方法がないことがあります。

しかし、裁判には、かなりの費用が必要であり、この費用の負担にたえられないため、

裁判を受けることが出来ないで結局、泣き寝入りしている人が多いようです。

これらの方のために裁判費用、弁護士の手数料を立て替えるのが法律扶助協会です。

どんな事件でも費用にお困りの方は速慮なく大阪弁護士会館(大阪市北区若松町8)内の法律扶助協会大阪支部で毎日(土、日をのぞく午後1時～3時)受け付けていますので申し込んでください。

●土地のこと

■地価公示制度の標準地価格が閲覧できます

近年、地価が高騰し、国民生活に大きな影響を与えています。

土地は、他の商品の場合と違って、正しい価格がいくらかということ判断するのがむづかしく、正常な価格より高い価格で宅地の取り取りが行なわれると、その取引価格が、ただちに周辺の土地の価格に影響して、近隣の地価水準が引き上げられてしまうようなことが多いのです。

地価公示制度は、このようなことを防ぐために、政府が毎年1回、都市地域において標準的な土地(標準地)を選定し、みなさんにその正常な価格をお知らせして、地価の水準についての正しい知識をもっていただくこと

をねらいとしています。
なお、今回の公示価格は、昭和45年1月1日現在の価格です。土地の価格は時期により変動しますから、これを利用しようとする際には、そのことも注意しておかねばなりません。

八尾市における標準地(住居地域)は、山本町3丁目32(1㎡5万2千円)南小阪3丁目11(1㎡3万7千5百円)、堤町3丁目3-29(1㎡2万7千円)です。

上記についての閲覧は5月15日に告示されており、告示の日から3年間閲覧することができます。閲覧場所は、市開発部用地課内です。

●同和教育のこと

■人権作文、ポスター、標語の入賞者が決まりました

同和教育月間に応募していただきました作品を慎重に審査しました結果、次の方が優秀と決まりました。(敬称略)

＜人権作文＞ 大森 明子(山本小) 田中 智子(南高安小) 柚木原小夜子(中高安小) 榎田 茂樹(久宝寺中) 傍嶋千香子(久宝寺中)
＜ポスター＞ 田中 康子(曙川小) 飯田 俊二

(曙川小) 矢野千鶴子(大正中) 首藤恵二郎(大正中) 田邨裕子、浅原智津子、米田容子(いずれも清友高) 標語 出倉淑美(東山本小) 渡辺佳英子(大正小) 京仲信子(東山本小) 家泰大(大正中) 二宮英子(大正中) 島田美栄子(大正中) 松井啓子(高美小PTA) 新田照彦(幸町) 吉田登(東大阪市)

●人事のこと

■初級事務職、保母、看護婦を募集しています

市では、初級事務職、保母、看護婦(いずれも若干名)を募集しています。

☆初級事務職 = 39年3月以降に高校を卒業し、20年4月2日以降に生まれた者
給与 月額31,000円

申し込み 7月13日(月)まで
☆保母、看護婦一保母については、短大を36年3月、または高校を34年3月以降に卒業し、保母資格を持っている人で昭和15年4月2日以降生れの人。看護婦については准看護婦以上の免許をもっている人で昭和11年4月2日以降に生まれた人

給与 保母は高校卒31,000円以上 短大卒35,000円以上、看護婦は33,000円以上

申し込み 7月20日(月)まで
応募される方は、受験申込書(人事課にあります)名刺型写真 卒業証明書 成績証明書などを添えて人事課へ申し込んでください。

なお、試験日などについては、申込時にくわしくお知らせします。



市の話題

☆老人クとこども会で奉仕活動

21日の日曜日、水越地区の夕やけ子供会と老人クラブ寄楽会の会員たちが、水越青年会場のまわりの草刈りや農薬散布などの奉仕活動をしました。

この日は、朝から雨がふっていましたが、「かっぱ」を着た子供たちは、世話役の福田兵太郎さんのかけ声にはげまされて、一生懸命働いていました。

作業のあと、これからも、墓やお宮さんの掃除など、奉仕活動を続けていこうと話していました。



☆プール開きを前に童小で魚つかみ

6月24日、午後1時から、童華小学校ではプールを清掃するために、このプールに飼っていた金魚、コイをすくいあげました。

このプールは、縦25m、横12.5m、深さ1.1mで、コイ20数匹、金魚40匹を飼っていました。

この日、開栓後、男子児童18名が網などで金魚、コイをすくいあげましたが、すくいあげるためにプールのまわりで見ている児童がワッと歓声をあげていました。



☆八尾幼でもプールの清掃作業

プールびらきを前に6月29日八尾幼稚園では、PTA役員35名がプールの砂運びの奉仕をしました。このプールは、縦6.3m、横3.3m、深さ0.55mのプールで、夏場は園児の水遊びの場として使い、冬場は砂場として使っているものです。

この日、午後1時から、PTA役員35名が日よけ帽子にスラックスという姿でバケツ、一輪車、シャベルなどを使い、同小学校の砂場まで、砂を運びましたが、機敏な作業により約一時間で作業を終えました。

☆し体不自由児に新遊戯場の贈り物

遊戯場がせまくて困っていた、し体不自由児訓練所に新しい遊戯場が完成し、子供や父兄は大喜び。

新遊戯療法室は、訓練所の西南にこれまであった芝生のグラウンドを半分つぶして作られたもので軽量鉄骨づくり(19.4㎡)の一見モダンハウス風の建物。

また、この新遊戯室の東側にも新しく保健室兼保護者控室(10㎡)が設けられました。



☆大正小で全児童図画作品展

6月17日から3日間、大正小学校の講堂で全校児童図画作品展が開かれました。

これは、4、5年前から学校行事の一つとして、平素の図画授業にはげみをもたせるとともに一人一人の存在を認識させ、そのうえで全校児童のつながりをもたそうと毎年6月に開かれているものです。

この作品展は、クレパス、えのぐなどで書かれた4つ切画用紙の絵が950点展示されていますが、本人の絵に対する反省や先生の感想なども書かれています。



★中小82路線を舗装します

道路課では、6月20日から市内の中小路線のうち82路線の舗装を始めました。

工事は、第1工区が萱振曙川線以東、第2工区は関西線以北、第3工区が関西線以南で総延長約1万1千㎡でアスファルト・コンクリート4cm舗装。

9月中旬ごろに完工予定で、これまでのぬかるみ道路が解消されます。これで市道の舗装率が52.14%になります。

しあわせを築く道

同和教育の手引 ②④

いやな思い

小学校4年 M・S

「あんたとこ、さんかんに、おかあさんか、だれかきはんの。」

と、友だちが、聞く、わたしは、!

「ううん。」

と、軽く答えるが、それとは、反対に心は、ずっしりとなまりをのせたように、重くなる。わたしのお母さんは大阪市に、つとめていて、さんかんに、こんだん会にも、こられない。よその子の、おかあさんは、子どもの勉強ぶりを、楽しそうに、みているのに、自分は、おかあさんに、みてもらっていないと、思うと、なさげなくなる。

ときどき、おかあさんが、こないことを、わすれて、うしろをみて、おかあさんを、さがすが、こないことに気がつくと、しょんぼりして、勉強にとりかかる。みんなは、おかあさんでなくて、だれかほかの人にきってもらったらと、思うだろう。でも、おにいちゃんたちは、学校だし、おとうちゃんもつとめているし、おばあちゃん



も、朝早くから、用事が一ぱいある。だからだれもきてくれない。でも、クラスでも、おかあさんや、ほかの人に、きてもらえない子もいるのだし、おにいちゃんたちも、がまんしてるのだから、身がたっては、いえない。でもやっぱり、かなしい気持ちになってしまう。もう一つは、ごはんのあとかたづけや、はこぶのでおかあちゃんは、すぐわたしにもっていかせる。

わたしが、
「ちょっとぐらいおにいちゃんに、やらせなあ。」
と、いうと、
「あんた女の子でしょ。これくらいのこと、しゃなあかん。」
と、いう。

そんなとき、わたしは、男と女は、平どうなのに、どうして、女だけ、はこばなければ、ならないのかなあと思う。

でも、たとえさんかんにこられなくても、あたたかい一家なら、それだけでも、わたしは、しあわせだなあと思う。